

指宿市プロモーション動画制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

本業務は、本市が有する豊かな自然や食、観光資源、特産品、農水産物、市民による観光客へのおもてなし等の魅力をより引き出し、市の魅力をトータルで紹介する動画を制作するものである。

動画は、インターネットやメディア等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的な活用を図り、市の魅力向上や関係・交流・定住人口の増加、ふるさと納税の寄附額増額につなげていくことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 事業名

指宿市プロモーション動画制作業務委託

(2) 仕様

別紙「指宿市プロモーション動画制作業務仕様書」のとおり

※業務仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税を除く）

(5) 選定方法

本業務に対する考え方や具体的な取り組み方針、実施方法及び実施体制等の提案内容を比較検討し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

3. 参加要件

次に掲げる参加要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務と同種・同等の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本市の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本市から指名停止を受けている期間でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者で

ないこと。

- (9) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び指宿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (10) 「平成30年・令和元年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録されていない事業者が参加する場合は、次の書類を提出すること。

	書 類	注意事項
①	登記簿謄本（写し可）	※3か月以内に発行された最新のもの。
②	市町村税等に関する納税証明書（写し可）	※3か月以内に発行された最新のもの。 ※市町村税とは、市町村税全般（市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税等）、東京都の特別区にあたっては、都税などのことをいう。
③	法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（納税者のみ、写し可）	※課税事業者は、3か月以内に発行された最新のものを提出すること。
④	財務諸表の写し	※最新のものを提出すること。

4. スケジュール（予定）

内 容	日 時
募集開始	令和元年7月2日（火）
質問の受付期限	令和元年7月10日（水）午後5時まで
参加表明書提出期間	令和元年7月2日（火） ～令和元年7月16日（火）午後5時まで
企画提案書等提出期間	令和元年7月2日（火） ～令和元年7月25日（木）午後5時まで
提案内容審査（プレゼンテーション）	令和元年7月30日（火）
審査結果の通知	令和元年8月2日（金）

5 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式3）」により電子メールにて受け付けるものとする。（送信後に必ず、事務局へメール送信した旨の電話をすること。）

- (1) 受付期間 令和元年7月10日（水）午後5時まで
- (2) 受付方法 原則として電子メールによる。また、市HPで質問要旨、回答を公開する。

6 参加表明書の提出（必須）

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、下記により参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1） 1部
 - ②誓約書（様式2） 1部
 - ③会社概要（様式4） 各1部
- (2) 提出期限
令和元年7月16日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
持参または郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 「平成30年・令和元年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録されていない事業者が参加する場合は、上記①②③の書類と併せて、本実施要領の第3項第10号に記載している書類を提出すること。
- (5) 資格審査
審査の結果は書面により通知する。
- (6) 留意事項
提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

7 企画提案書等の提出（必須）

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
企画提案書類一式は任意様式とし、原則A4版（A3折込は可）とする。
- ①企画提案書
 - ②業務工程表
 - ③見積書（税抜き金額を記入）
- (2) 提出期限
令和元年7月25日（木）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
持参または郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 提出部数
製本（ファイル等で綴じる）して10部提出すること。
- (5) 留意事項
- ①提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
 - ②提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
 - ③企画提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - ④企画提案書は、選定作業に必要な範囲内において複製することがある。

8. 提案内容審査（プレゼンテーション）

企画提案の審査は、別途設置する「指宿市プロモーション動画制作業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）が行うものとする。

(1) プレゼンテーション

①日 時

令和元年7月30日（火）（予定）

時間、場所については別途通知する。プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

②実施方法

(ア) 15分以内の説明のあと、10分程度の質疑応答を行う。

(イ) 参加者側の出席者は3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションに際し、資料や映像の投映を可とする。スクリーンとプロジェクターは市が設置するが、パソコンは参加者側が準備すること。

(エ) 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。

(2) 審査

審査会において下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者と次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や結果に対する質問、異議については、一切受け付けない。

【審査基準】

審査項目	評価の視点
業務遂行能力等	<ul style="list-style-type: none">・業務を遂行する上で十分な体制であるか。・本業務の実施に資する専門性は十分か。・円滑に事業を遂行することができるスケジュールになっているか。・類似業務の受託実績があるか。
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・事業の趣旨・目的を理解した提案内容であるか。・具体的で、実現性の高い提案となっているか。・本市の地域性を踏まえ、魅力を十分に引き出せる内容であるか。・視聴者へ強いインパクトを与え、印象に残る内容か。・本市へ興味を抱くきっかけになることが期待できる内容か。・制作した動画の効果的な活用方法が提案されているか。・本市の魅力向上や関係・交流・定住人口の増加等に対する独自の提案があるか。
業務経費	<ul style="list-style-type: none">・見積金額は提案内容に対して適当であるか。

(3) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と、提出された提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

(4) 契約締結

市と優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ④見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ⑥その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

提出された参加表明書及び企画提案書等の書類は返却しない。

(2) 参加に係る費用の負担

本プロポーザルへの参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

- ①参加表明提出後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式5）を提出すること。
- ②本要領に定めのない事項については、市および審査会等において協議し、決定するものとする。

10 問合せ及び書類の提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地
指宿市産業振興部 商工水産課 ふるさと納税係
担当：大道

電話：0993-22-2111（内線 145）

FAX：0993-24-3826

E-mail：ibufuru@city.ibusuki.jp